

国立研究開発法人国立環境研究所業務方法書

第1章 総則

(目的)

第1条 この業務方法書は、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号。）第28条第1項の規定に基づき、国立研究開発法人国立環境研究所（以下「研究所」という。）の業務の方法について基本的な事項を定め、もってその業務の適正な運営に資することを目的とする。

(用語)

第2条 この業務方法書で使用する用語は、国立研究開発法人国立環境研究所法（平成11年法律第216号。）において使用する用語の例による。

第2章 調査及び研究業務に関する事項

(調査及び研究)

第3条 研究所は、環境の状況の把握、人の活動が環境に及ぼす影響、人の活動による環境の変化が人の健康に及ぼす影響、環境への負荷を低減するための方策に関する研究、その他環境の保全に関する調査及び研究（水俣病に関するものを除く。）を行う。

(調査及び研究の成果の普及)

第4条 研究所は、次の各号に掲げる方法により、第3条の規定による調査及び研究（以下「調査又は研究」という。）並びに第8条の規定による情報の収集、整理、及び提供の成果（この条において「研究等成果」という。）の普及を行う。

- (1) 研究等成果に関する発表会を開催すること
- (2) 研究等成果に関する報告書を作成しこれを頒布すること
- (3) 研究等成果として取得した特許権、実用新案権、又は意匠権を実施させること
- (4) 研究等成果に関する技術指導を行うこと
- (5) その他必要と認められる方法

(共同研究)

第5条 研究所は、調査又は研究を効率的に実施するために必要な場合には、他の者と調査又は研究を分担し、技術及び知識を交換し、並びにその費用を分担して行う調査又は研究（次条において「共同研究等」という。）を行うことができる。

(共同研究等契約)

第6条 研究所は、共同研究等を実施しようとするときは、共同研究等を行おうとする者と共同研究等契約を締結するものとする。

2 前項の契約においては、次の事項を定める。

- (1) 共同研究等の題目
- (2) 共同研究等の目的及び概要

- (3) 共同研究等を実施する場所
- (4) 共同研究等の開始及び完了の時期
- (5) 共同研究等の分担及び管理
- (6) 共同研究等に要する費用の分担
- (7) 共同研究等の遂行が困難となったときの措置
- (8) 共同研究等に要する費用によって製造され、取得され、又は効用が増加した物件の共同研究等の完了後の帰属
- (9) 共同研究等の実施の結果生ずべき特許権、実用新案権、著作権、意匠権、その他の無体財産権の帰属
- (10) 共同研究等の結果の取扱いの方法
- (11) その他必要な事項

(施設の使用)

第7条 研究所は、環境の保全に関する科学的知見の向上に必要と認めるときは、その施設及び設備を他の者に使用させることができる。

第3章 情報の収集、整理及び提供業務に関する事項

(情報の収集、整理及び提供)

第8条 研究所は、環境の保全に関する国内及び国外の情報（水俣病に関するものを除く。）の収集、整理及び提供を行う。

第4章 業務の委託・受託に関する基準

(調査又は研究の委託)

第9条 研究所は、自ら実施することが効率的でないとするときは、第3条の規定による調査又は研究の実施を他に委託することができる。

(委託契約)

第10条 研究所は、調査又は研究の実施を委託しようとするときは、受託者と調査委託契約又は研究委託契約を締結するものとする。

2 前項の契約においては、次の事項を定める。

- (1) 調査又は研究の題目
- (2) 調査又は研究の目的及び概要
- (3) 調査又は研究を実施する場所
- (4) 調査又は研究の開始及び完了の時期
- (5) 調査又は研究の委託費の額並びに支払の時期及び方法
- (6) 調査又は研究に関する収入及び支出の状況並びに委託費の使途を明確にさせるための措置
- (7) 調査又は研究を適正に遂行させるための措置
- (8) 調査又は研究の遂行が困難となったときの措置
- (9) 受託者が委託費によって製造し、取得し、又は効用を増加させる物件を適正に管理させるための措置及びこれらの物件の調査又は研究の完了後の帰属
- (10) 調査又は研究の実施の結果生ずべき特許権、実用新案権、著作権、意匠権、その他の無体財産権の帰属
- (11) 調査又は研究の結果の取扱いの方法

(12) その他必要な事項

(委託費)

第11条 調査又は研究の委託費の額は、受託者と協議して定める。

(調査又は研究の受託)

第12条 研究所は、依頼に応じて、調査又は研究の実施を受託することができる。

(受託契約)

第13条 研究所は、調査又は研究の実施を受託しようとするときは、委託者と調査受託契約又は研究受託契約を締結するものとする。

2 前項の契約においては、次の事項を定める。

- (1) 調査又は研究の題目
- (2) 調査又は研究の目的及び概要
- (3) 調査又は研究を実施する場所
- (4) 調査又は研究の開始及び完了の時期
- (5) 調査又は研究の受託費の額並びに受取の時期及び方法
- (6) 調査又は研究の受託費が適正に支払われないときの措置
- (7) 調査又は研究の遂行が困難となったときの措置
- (8) 研究所が受託費によって製造し、取得し、又は効用を増加させる物件の調査又は研究の完了後の帰属
- (9) 調査又は研究の実施の結果生ずべき特許権、実用新案権、著作権、意匠権、その他の無体財産権の帰属
- (10) 調査又は研究の結果の取扱の方法
- (11) その他必要な事項

(受託費)

第14条 調査又は研究の受託費の額は、当該調査又は研究の実施に要する経費の額とする。

(環境情報の収集、整理及び提供の委託)

第15条 研究所は、自ら実施することが効率的でないとする第8条の規定による環境の保全に関する情報の収集、整理及び提供（以下「環境情報収集等」という。）の実施を他に委託することができる。

(委託契約)

第16条 研究所は、環境情報収集等の実施を委託しようとするときは、受託者と環境情報収集等委託契約を締結するものとする。

2 前項の契約においては、次の事項を定める。

- (1) 環境情報収集等すべき事項及びその件数
- (2) 環境情報収集等の目的及び概要
- (3) 環境情報収集等を実施する場所
- (4) 環境情報収集等の開始及び完了の時期
- (5) 環境情報収集等の委託費の額並びに支払の時期及び方法
- (6) 環境情報収集等を適正に遂行させるための措置
- (7) 環境情報収集等の遂行が困難となったときの措置

- (8) 環境情報収集等の実施の結果生ずべき著作権その他の無体財産権の帰属
- (9) 環境情報収集等の結果の取扱の方法
- (10) その他必要な事項

(委託費)

第17条 環境情報収集等の委託費の額は、受託者と協議して定める。

(環境情報収集等の受託)

第18条 研究所は、依頼に応じて、環境情報収集等の実施を受託することができる。

(受託契約)

第19条 研究所は、環境情報収集等の実施を受託しようとするときは、環境情報収集等受託契約を締結するものとする。

2 前項の契約においては、次の事項を定める。

- (1) 環境情報収集等すべき事項及びその件数
- (2) 環境情報収集等の目的及び概要
- (3) 環境情報収集等を実施する場所
- (4) 環境情報収集等の開始及び完了の時期
- (5) 環境情報収集等の受託費の額並びに受取の時期及び方法
- (6) 環境情報収集等の受託費が適正に支払われないときの措置
- (7) 環境情報収集等の遂行が困難となったときの措置
- (8) 環境情報収集等の実施の結果生ずべき著作権その他の無体財産権の帰属
- (9) 環境情報収集等の結果の取扱の方法
- (10) その他必要な事項

(受託費)

第20条 環境情報収集等の受託費の額は、当該環境情報収集等の実施に要する経費の額とする。

第5章 競争入札その他契約に関する事項

(一般競争契約)

第21条 売買、貸借、請負その他の契約を締結する場合においては、第22条及び第23条に規定する場合を除き、公告して申込みをさせることにより競争に付さなければならぬ。

2 前項の競争に加わろうとする者に必要な資格及び同項の公告の方法その他同項の競争について必要な事項は、別に定める。

(指名競争契約)

第22条 契約の性質又は目的により競争に加わるべき者が少数で第21条の競争に付す必要がない場合及び同条の競争に付することが不利と認められる場合においては、別に定めるところにより、指名競争に付するものとする。

2 契約に係る予定価格が少額である場合においては、第21条の規定にかかわらず、別に定めるところにより、指名競争によることができる。

(随意契約)

第23条 契約の性質又は目的が競争を許さない場合、緊急の必要により競争に付することができない場合及び競争に付することが不利と認められる場合においては、別に定めるところにより、随意契約によるものとする。

2 契約に係る予定価格が少額である場合においては、第21条及び第22条の規定にかかわらず、別に定めるところにより、随意契約によることができる。

(落札者の決定等)

第24条 競争に付する場合においては、別に定めるところにより、契約の目的に応じ、予定価格の制限の範囲内で最高又は最低の価格をもって申込みをした者を契約の相手方とするものとする。

第6章 役員（監事を除く。）の職務の遂行が独立行政法人通則法、国立研究開発法人国立環境研究所法又は他の法令に適合することを確保するための体制その他独立行政法人の業務の適正を確保するための体制の整備に関する事項

(内部統制に関する基本方針)

第25条 研究所は、役員（監事を除く。）の職務の執行が独立行政法人通則法、国立研究開発法人国立環境研究所法又は他の法令に適合することを確保するための体制その他独立行政法人の業務の適正を確保するための体制を整備するとともに、継続的にその見直しを図るものとする。

(法人運営に関する基本的事項)

第26条 研究所の運営基本理念は、今も未来も人びとが健やかに暮らせる環境をまもりはぐくむための研究によって広く社会に貢献することとする。

2 研究所の運営基本方針は、環境の状況の把握に関する研究、人の活動が環境に及ぼす影響に関する研究、人の活動による環境の変化が人の健康に及ぼす影響に関する研究、環境への負荷を低減するための方策に関する研究その他環境の保全に関する調査、研究（水俣病に関するものを除く。）及び環境の保全に関する国内及び国外の情報（水俣病に関するものを除く。）の収集、整理及び提供並びに、その成果の普及等業務の公共的重要性に鑑み、関係機関と緊密な連携を図り、もってその業務の能率的かつ効果的な運営を期することとする。

3 研究所は、役員及び職員（以下「役職員」という。）の倫理指針及び行動指針を定めるものとする。

(理事会の設置及び役員の方掌に関する事項)

第27条 研究所は、理事会の設置及び役員の方掌に関する規程等を整備するものとする。同規程等には、以下の事項を定める。

- (1) 理事長を頂点とした意思決定ルールの明確化
- (2) 理事長の意思決定を補佐する理事会の設置
- (3) 役員の方掌明示による責任の明確化
- (4) 本部・支部会議の開催

(中長期計画の策定及び評価に関する事項)

第28条 研究所は、中長期計画の策定及び評価に関する規程等を整備するものとする。同規程等には、以下の事項を定める。

- (1) 中長期計画の策定過程の整備（現場が関与する計画策定）
- (2) 中長期計画の進捗状況のモニタリング・管理体制の整備
- (3) 中長期計画に基づき実施する業務の評価体制の整備
- (4) 標準業務手順・マニュアルの作成
- (5) 評価活動の適切な運営に関する以下の事項
 - イ 業務手順に沿った運営の確保
 - ロ 業務手順に沿わない業務執行の把握
 - ハ 恣意的とならない業務実績評価
- (6) 上記モニタリング及び自己評価を基にした適切な業務実績等報告書の作成

(内部統制の推進に関する事項)

第29条 研究所は、内部統制の推進に関する規程等を整備するものとする。同規程等には、以下の事項を定める。

- (1) 理事長をトップとする内部統制委員会等の設置
- (2) 内部統制を担当する役員の決定
- (3) 本部における内部統制推進部門の指定及び推進責任者の指定
- (4) 支部における内部統制推進責任者の指定
- (5) 内部統制を担当する役員、内部統制推進部門及び推進責任者間における報告会の実施
- (6) 内部統制を担当する役員から内部統制委員会への報告及び改善策の検討
- (7) 内部統制を担当する役員と職員との面談の実施
- (8) 内部統制を担当する役員によるモニタリング体制の運用
- (9) 内部統制推進部門におけるモニタリング体制の運用
- (10) 研修会の実施
- (11) コンプライアンス違反等の事案発生時における対応方針等
- (12) 反社会的勢力への対応方針等

(リスク評価と対応に関する事項)

第30条 研究所は、業務実施の障害となる要因を事前にリスクとして識別、分析及び評価し、当該リスクへの適切な対応を図るための規程等を整備するものとする。同規程等には、以下の事項を定める。

- (1) リスク管理委員会の設置
- (2) 業務フローの明確な認識
- (3) 業務フローごとに内在するリスク因子の把握及びリスク発生原因の分析
- (4) 把握したリスクに関する評価
- (5) リスク顕在時における対応
- (6) 保有施設の点検及び必要な補修等
- (7) 事故・災害等の緊急時に関する事項
 - イ 消防計画の策定及び計画に基づく訓練等の実施
 - ロ 事故・災害時の対策本部の設置、構成員の決定

ハ 事故・災害時の初動体制の構築及び情報収集の迅速な実施

(情報システムの整備と利用に関する事項)

第31条 研究所は、情報システムの整備及び利用に関する規程等を整備するものとする。同規程等には、以下の事項を定める。なお、業務変更に伴う情報システムの改変は適宜速やかに行うものとする。

(1) 情報システムの整備に関する事項

- イ 業務執行に係る意思決定プロセス、経費支出の承認プロセスに係るチェックシステムの構築
- ロ 理事長の指示、法人のミッションが確実に役職員に伝達される仕組み（法人掲示板システム等）
- ハ 職員から役員に必要な情報（特に危機管理、内部統制に関する情報）が伝達される仕組み

(2) 情報システムの利用に関する事項

- イ 業務システムを利用した効率的な業務運営（情報化の推進）
- ロ 情報を利用可能な形式に整えて利用できる以下の事項
 - 一 法人が保有するデータの所在情報の明示
 - 二 データへのアクセス権の設定
 - 三 データを汎用アプリケーションで利用可能とするツールの構築

(情報セキュリティの確保及び個人情報保護に関する事項)

第32条 研究所は、情報セキュリティの確保及び個人情報保護に関する規程等を整備するものとする。同規程等には、以下の事項を定める。

(1) 情報セキュリティの確保に関する事項

- イ 情報システムのぜい弱性対策、アクセスログの定期的点検、情報リテラシーの向上など情報システムにまつわるリスクに対するコントロールが適切に整備・運用されていることを担保するための有効な手段の確保
- ロ 情報漏えいの防止（特に、システム管理を外部に委託している場合における情報漏えいの防止）

(2) 個人情報保護に関する事項

- イ 個人情報保護に係る点検活動の実施
- ロ 「独立行政法人等の保有する個人情報の適切な管理のための措置に関する指針」の遵守

(監事及び監事監査に関する事項)

第33条 研究所は、監事及び監事監査に関する規程等を整備するものとする。同規程等には、以下の事項を定める。

(1) 監事に関する事項

- イ 監事監査要綱の改正等における監事の関与
- ロ 理事長と常時意思疎通を確保する体制
- ハ 監事・会計監査人と理事長との会合の定期的な実施
- ニ 補助者の独立性に関すること（監事の指揮命令権、監事監査業務に係る人事評価・懲戒処分等に対する監事の関与）

- ホ 内部規程における権限の明確化
- (2) 監事監査に関する事項
 - イ 監事監査規程に基づく監査への協力
 - ロ 監事の補助者への協力
 - ハ 監査結果に対する改善状況の報告
 - ニ 監査報告の主務大臣及び理事長への報告
- (3) 監事によるモニタリングに必要な以下の事項
 - イ 監事の理事会等重要な会議への出席
 - ロ 業務執行の意思決定に係る文書を監事が閲覧・調査できる仕組み
 - ハ 研究所の財産の状況を調査できる仕組み
 - ニ 監事と会計監査人との連携
 - ホ 監事と内部監査担当部門との連携
 - ヘ 役職員の不正、違法、著しい不当事実の監事への報告義務
 - ト 監事から文書提出や説明を求められた場合の役職員への応答義務

(内部監査に関する事項)

第34条 研究所は、内部監査を実施するとともに、内部監査の結果に対する改善措置状況を理事長に報告するものとする。

(内部通報・外部通報に関する事項)

第35条 研究所は、内部通報及び外部通報に関する規程等を整備するものとする。同規程等には、以下の事項を定める。

- (1) 内部通報窓口及び外部通報窓口の設置
- (2) 内部通報者及び外部通報者の保護
- (3) 内部通報及び外部通報が、内部統制を担当する理事や監事に確実にかつ内密に報告される仕組みの整備

(入札・契約に関する事項)

第36条 研究所は、入札及び契約に関する規程等を整備するものとする。同規程等には、以下の事項を定める。

- (1) 監事及び外部有識者（学識経験者を含む。）からなる契約監視委員会の設置
- (2) 入札不調等により中長期計画の達成が困難となる場合の対応方針
- (3) 談合情報がある場合の緊急対応
- (4) 契約事務の適切な実施、相互けん制の確立
- (5) 随意契約とすることが必要な場合の明確化

(予算の適正な配分に関する事項)

第37条 研究所は、運営費交付金を原資とする予算の配分が適正に実施されることを確保するための体制整備（予算配分の見直し等に関する適正なルールの策定等）及び評価結果を法人内部の予算配分等に利用する仕組みの構築を行うものとする。

(情報の適切な管理及び公開に関する事項)

第38条 研究所は、情報の適切な管理及び公開に関し、文書管理規程を整備し、法人の

意思決定に係る文書が適切に管理されることを担保するとともに、財務情報を含む法人情報のウェブサイト等での公開に関する規程等を整備するものとする。

(職員の人事・懲戒に関する事項)

第39条 研究所は、職員（非常勤職員等を含む）の人事管理方針に関する規程等を整備するものとする。同規程等には、以下の事項を定める。

- (1) 業務の適正を確保するための定期的な人事ローテーション
- (2) 職員の懲戒基準
- (3) 長期在籍者の存在把握

(研究開発業務に関する事項)

第40条 研究所は、研究開発業務の評価及び研究開発業務における不正防止に関する規程等を整備するものとする。同規程等には、以下の事項を定める。

- (1) 研究開発業務の評価に関する事項
 - イ 研究評価体制の確立
 - ロ 研究評価結果の研究予算の配分への反映
- (2) 研究開発業務における不正防止に関する事項
 - イ 厳格なルールを要する研究におけるリスク要因の認識と明確化
 - ロ 研究費の適正経理
 - ハ 経費執行の内部けん制
 - ニ 論文ねつ造等研究不正の防止
 - ホ 知的財産保護等の観点からの研究内容の漏えい防止
 - ヘ 研究開発資金の管理状況把握

第7章 雑則

(特許権等)

第41条 研究所は、特許権、実用新案権、又は意匠権を他に実施させるときは、別に定めるところにより、適正な実施料を徴収する。

(技術指導)

第42条 研究所は、技術指導を行うときは、別に定めるところにより、適正な対価を徴収する。

(環境標準試料等)

第43条 研究所は、研究所が作製した環境標準試料及び分析用標準物質並びに研究所が収集及び保存した遺伝子、細胞、植物、小生物等を頒布するとき、別に定めるところにより、適正な対価を徴収する。

(施設使用)

第44条 研究所は、第7条の規定によりその施設又は設備を使用させるときは、別に定めるところにより、適正な使用料を徴収することができる。

(情報の提供)

第45条 研究所は、第8条の規定により環境の保全に関する情報を提供するとき、別

に定めるところにより、適正な対価を徴収することができる。

(寄附金)

第46条 研究所は、調査又は研究等の奨励を目的とした寄附金等を受け入れるときは、寄附者の使途の指定等に沿って有効かつ効果的に使用するものとする。

(外国の機関の場合の特例)

第47条 外国の研究機関を相手方とする共同研究、委託及び受託に関する契約については、第6条、第10条、第13条、第16条及び第19条の規定にかかわらず、別に定めることができる。

(役員等の責任の一部免除)

第48条 研究所は、役員及び会計監査人の独立行政法人通則法第25条の2第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、環境大臣の承認によって、賠償責任額から総務大臣が定める額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

(その他の業務の方法)

第49条 研究所は、この業務方法書に定めるもののほかその業務に関し必要な事項について別に定める。

2 前項の定めをしたときは、遅延なく、環境大臣に届け出るものとする。これを変更したときも、同様とする。

附則

この業務方法書は、環境大臣の認可のあった日から施行し、平成13年4月1日から適用する。

改正附則（平成27年3月31日）

この業務方法書は、環境大臣の認可のあった日から施行し、平成27年4月1日から適用する。